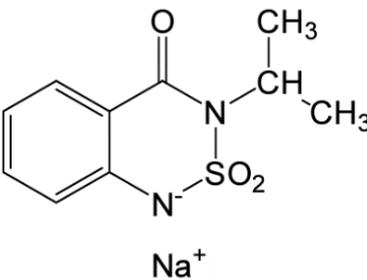


水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に関する資料

ベンタゾンナトリウム塩 (ベンタゾン)

I. 評価対象農薬の概要

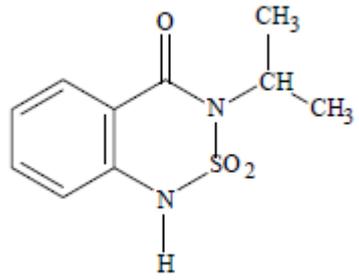
1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	ナトリウム= 3, 4-ジヒドロ-3-イソプロピル-4-オキソ-2, 1, 3-ベンゾチアジアジン-1-イド= 2, 2-ジオキシド				
分子式	C <sub>10</sub> H <sub>11</sub> N <sub>2</sub> NaO <sub>3</sub> S	分子量	262.3	CAS 登録番号 (CAS RN <sup>®</sup> )	50723-80-3
構造式					

<注>

本評価書におけるベンタゾンの酸体の名称と構造式は下表のとおりである。

なお、本資料中においては、塩ではない酸体について、塩との区別を明確にするため、これ以降ベンタゾン酸と表記することとする。

一般名	化学名	構造式
ベンタゾン酸	3-イソプロピル-1 <i>H</i> -2, 1, 3-ベンゾチアジアジン-4(3 <i>H</i> )-オン= 2, 2-ジオキシド	

## 2. 作用機構等

ベンタゾンナトリウム塩 (ベンタゾン) は、ダイアジン系の除草剤であり、ヒル反応阻害による雑草の光合成阻害により除草活性を有する。本邦での初回登録は 1985 年である。

製剤は粉剤、粒剤、液剤があり、適用作物は稲、麦、雑穀、野菜、豆、飼料作物、芝等がある。

原体の輸入量は、1,040.3t (平成 29 年度<sup>\*</sup>)、983.0t (平成 30 年度<sup>\*</sup>)、927.7t (令和元年度<sup>\*</sup>)であった。

<sup>\*</sup>年度は農薬年度 (前年 10 月～当該年 9 月)、出典：農薬要覧-2020- ( (一社) 日本植物防疫協会)

## 3. 各種物性等 (ベンタゾン酸)

外観・臭気	黄色粉末、無臭	土壌吸着係数	Koc= 13 - 32(25°C)
融点	139.4 - 141.0°C	オクタノール /水分係数	logPow = 1.49(脱イオン水、 20°C) logPow = 1.55(緩衝液、pH4、 20°C) logPow=-0.94(緩衝液、pH7、 20°C) logPow=-1.32(緩衝液、pH9、 20°C)
沸点	210°Cで分解のため測定不能	生物濃縮性	BCF=0.11
蒸気圧	1.7×10 <sup>-4</sup> Pa (20°C) 3.2×10 <sup>-4</sup> Pa (25°C)	密度	1.4 g/cm <sup>3</sup> (20°C)
加水分解性	半減期 >30 日 (pH5、7 及び 9、 25°C)	水溶解度	570 mg/L (20°C)
水中光分解性	半減期 2.2 日 (精製水)、2.1 日 (自然水) (25°C、600 W/m <sup>2</sup> 、290-800 nm) 122 時間 (緩衝液、pH5) 93 時間 (緩衝液、pH7) 14 時間 (緩衝液、pH9) (25°C、860 W/m <sup>2</sup> 、290-800 nm)		
pKa	pKa = 3.24 (24°C)		

## II. 安全性評価

一日摂取許容量（ADI）*      0.09 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、令和3年6月22日付けで、ベンタゾンナトリウム塩（ベンタゾン）のADIを0.09 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働大臣に通知した。</p> <p>なお、この値は各試験で得られた無毒性量のうち最小値 9 mg/kg 体重/日を安全係数 100 で除して設定された。</p>

\* ベンタゾン酸として

## III. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

### 1. 製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム (<https://pesticide.maff.go.jp>) によれば、本農薬は製剤として粒剤、水和剤及び液剤があり、適用農作物等は稲、麦、雑穀、野菜、豆、飼料作物、芝等がある。

### 2. 水濁 PEC の算出

#### (1) 水田使用時の PEC（第1段階）

水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第1段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	稲	$I$ : 単回・単位面積当たりの有効成分量（有効成分 g /ha） （左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値）	4,048*
剤 型	11%粒剤	$N_{app}$ : 総使用回数（回）	2
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量	4,000 g/10a	$A_p$ : 農薬使用面積（ha）	50
地上防除/航空防除の別	地上防除		
使用方法	落水散布又はごく浅く湛水して散布		
総使用回数	2回		

\*ベンタゾン酸として

(2) 非水田使用時の水濁 PEC (第 1 段階)

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法 (下表左欄) について、第 1 段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	芝	$I$ : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g /ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値)	4,048*
剤 型	44%液剤	$N_{app}$ : 総使用回数 (回)	3
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量	1,000 mL/10a (薬量: 1 mL/m <sup>2</sup> )	$D_{river}$ : 河川ドリフト率 (%)	0.2
		$Z_{river}$ : 河川ドリフト面積 (ha)	0.11
地上防除/航空防除の別	地上防除	$R_u$ : 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02
使用方法	雑草茎葉散布	$A_p$ : 農薬使用面積 (ha)	37.5
総使用回数	3 回	$F_u$ : 施用方法による農薬流出補正係数	1

\*ベンタゾン酸として

(2) 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時	0.10777...
非水田使用時 (第 1 段階)	0.00019...
うち地表流出寄与分	0.00019...
うち河川ドリフト寄与分	0.00000...
合 計 <sup>1)</sup>	0.10796 ÷ <u>0.11 (mg/L)</u>

<sup>1)</sup> 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

## IV. 総合評価

### 1. 水質汚濁に係る登録基準値

登録基準値 <sup>1)</sup>	<b>0.23 mg/L</b>
以下の算出式により登録基準値を算出した。 <sup>2)</sup>	
0.09 (mg/kg 体重/日) ADI	× 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.23985 (mg/L) 体重 10%配分 飲料水摂取量

<sup>1)</sup>ベンタゾン酸として

<sup>2)</sup>登録基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1 日 2L、有効数字は 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 <sup>1)</sup>	1 mg/L
水質要監視項目 <sup>2)</sup>	なし
水質管理目標設定項目 <sup>3)</sup>	0.2 mg/L
ゴルフ場指導指針 <sup>4)</sup>	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン <sup>5)</sup>	なし

<sup>1)</sup>平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

<sup>2)</sup>水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

<sup>3)</sup>水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。

<sup>4)</sup>「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針について」（令和 2 年 3 月 27 日付け環水大土発第 2003271 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された水濁指針値。

<sup>5)</sup>Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

### 2. リスク評価

水濁 PEC は 0.11 mg/L であり、登録基準値 0.23 mg/L を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬推定一日摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大 1 日摂取量 (mg/人/日)	対 ADI 比 (%)
0.0738	1.5

出典: 令和 4 年 1 月 28 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料